

令和7年度テンミリオンハウス 運営団体応募要領

この応募要領は、本年度実施するテンミリオンハウスの運営団体公募に対し応募を希望又は検討される団体にお配りしております。応募される場合は、応募要領に従い事業のご提案をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の公募で提案した事業が採択された団体は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間にわたってテンミリオンハウスの運営をしていただきます。

※ 公募の結果、運営団体が交代する場合、前運営団体からの引継ぎ期間及び開設準備期間は、新運営団体決定から令和8年3月31日までの間に行っていただきます。

1	テンミリオンハウス事業の概要	・・・	1 ページ
2	応募対象施設	・・・	1 ページ
3	応募の手順	・・・	2 ページ
4	応募方法	・・・	3 ページ
5	審査方法	・・・	4 ページ
6	スケジュール	・・・	4 ページ
7	補助金額について	・・・	5～6 ページ
8	施設の概要	・・・	7 ページ
	問合せ先	・・・	裏表紙

1 テンミリオンハウス事業の概要

テンミリオンハウス事業とは、地域の実情に応じた福祉サービスを提供する、市民等の「共助」の取組みに対して、武蔵野市が年間1,000万円（テンミリオン）を上限に運営費補助金を交付（光熱水費などの維持管理費補助については、上限1,000万円の運営費補助とは別に交付。詳細は6ページを参照）、活動場所（テンミリオンハウス施設）の無償貸与等を行う事業です。運営団体は、各施設とも5年に一度の公募により決定し、**テンミリオンハウス事業の理念である、**

市民の身近にあって、**小**さな規模で、**軽**快なフットワークで地域の実状に応じた福祉サービスを柔軟に提供すると共に、誰もが集える支え合いの場となるよう、地域住民や福祉関係の事業所等と緊密に連携しながら、事業運営を行うものです。

実際の事業運営では、武蔵野市民社会福祉協議会が市からの委託により、様々な運営支援を行う体制になっています。

なお、テンミリオンハウス事業で想定する利用対象者は、「地域において生活支援・見守り・社会とのつながりを維持する必要のある方」です。現在、自力で通所が可能な比較的元気な高齢者を主な利用者としたテンミリオンハウスが7ヵ所あり、健康維持や増進、介護予防、認知症予防などに事業の重点が置かれています。一部、乳幼児親子が集う場も運営する施設があります。

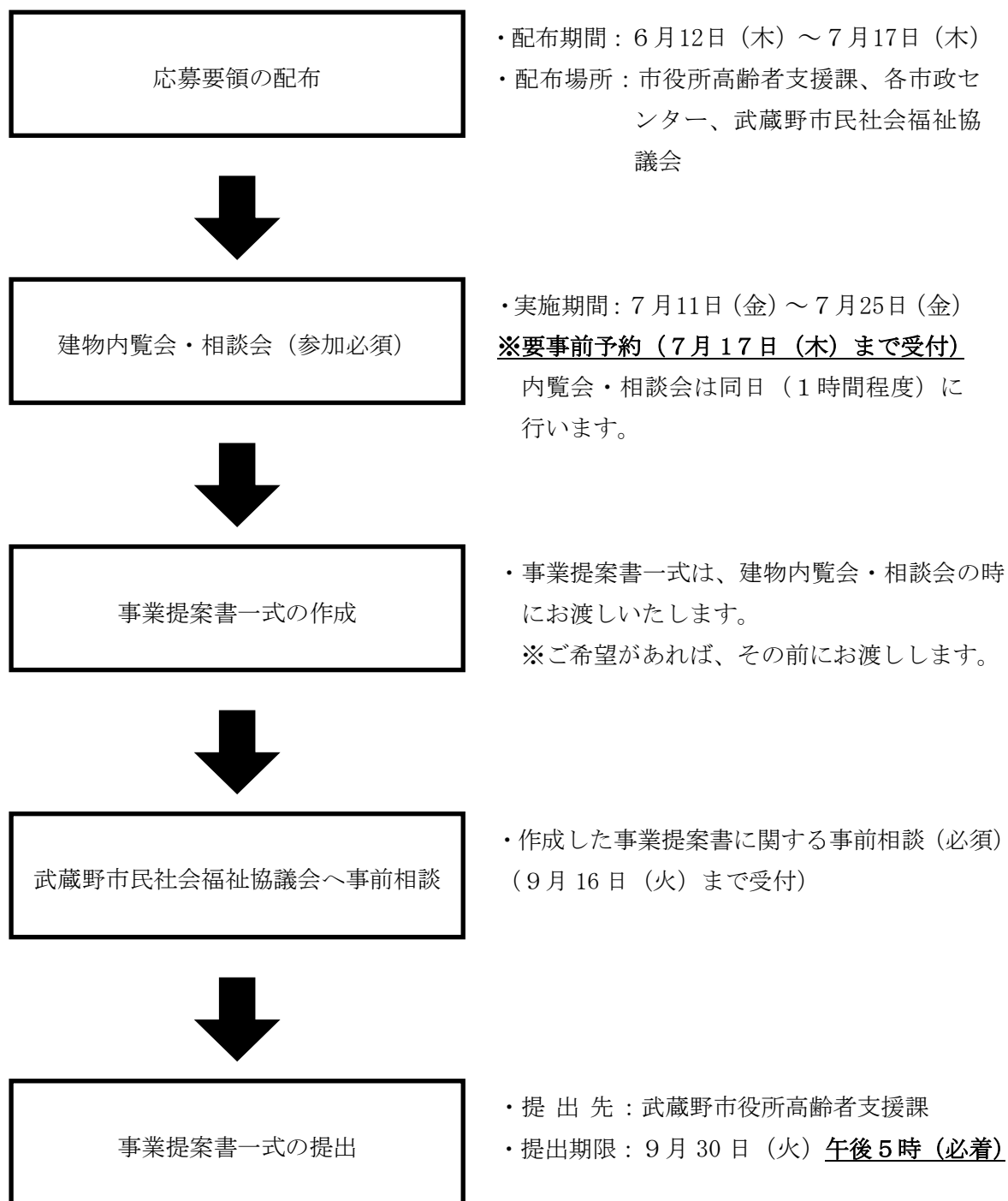
2 応募対象施設

テンミリオンハウスは、地域に密着した、小規模施設による運営を理念としているため、主に普通の民家のような建物が活動場所となっています。令和7年度は以下の1施設が公募の対象となります。以下の施設は既存施設で、新規施設ではありません。

施設名	川路さんち
区分	既存施設（市普通財産改修）
開設年	平成11年
住所	武蔵野市西久保1-34-2
延床面積	88.23㎡（敷地面積 369.28㎡）
構造	木造モルタル瓦葺平家建
その他	特記すべき事項無し

※施設の詳細は、7ページの「8 施設の概要」を参照してください。

3 応募の手順



※ 応募方法等に関する詳細は、3ページ「4 応募方法」を、スケジュールについては4ページ「6 スケジュール」を参照してください。

4 応募方法

(1) 応募資格

- ① 地域の実状に応じた福祉サービスを柔軟に提供すると共に、誰もが集える支え合いの場とするなど、テンミリオンハウス事業の理念に沿った事業を行う団体であること。
- ② 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業を行わない団体であること。
- ③ 応募団体の会則及び運営スタッフ名簿等の提出があれば、法人格の有無は問わない。
- ④ 実際に運営に携わる者が、建物内覧会・相談会への参加、事業計画書の提出、テンミリオンハウス事業有識者会議での面接に応じられること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- ⑥ 現運営団体が応募する場合は、上記①～⑤の応募資格を満たす限り応募を認める。

(2) 応募（運営）団体に課せられる責務

- ① 既存施設にあつては、原則、現行の利用者の継続利用に配慮した事業内容とすること。
- ② 複数のテンミリオンハウス施設を運営しようとする場合は、それらすべての施設を同時に運営することが可能な組織体制を整えること。
- ③ 応募団体が、テンミリオンハウス事業以外の事業を行っている場合や、応募団体に関連団体等があつて固有の事業を行っている場合、それらの事業とテンミリオンハウス事業との間で事務所機能、会計、備品類の調達及び使用、利用者の登録及び個人情報の管理等を明確に分離すること。
- ④ 応募団体に上位団体や本部があり、本部経費に類する名目の額を運営費補助から支出する必要がある場合は、任意の書式にその内訳及び算出根拠と、それらがテンミリオンハウス運営に寄与する効果を内訳ごとに明記し、事業計画書に添付すること。
- ⑤ テンミリオンハウス施設を、テンミリオンハウス事業以外の目的に使用し、又は再転貸することは認めない。

(3) 事業提案書の提出

応募資格を満たしている団体は、希望するテンミリオンハウスでどのような事業を行いたいのかを「事業提案書」にまとめ、提出期限厳守で市へ提出してください。原則、事業提案書は建物内覧会・相談会の時にお渡しします。

<提出にあたっての注意事項>

- ① 建物内覧会・相談会への参加は必須です。
※建物内覧会・相談会に参加していない団体の事業提案書は受付できません。
※建物内覧会・相談会は、市及び武蔵野市民社会福祉協議会の担当者が対応します。
なお、電話での相談や質問については随時受け付けています。
- ② 事業提案書の作成は、武蔵野市民社会福祉協議会に相談しながら進めてください。
市へ提出する際は、武蔵野市民社会福祉協議会の事前チェックを受けてください。

5 審査方法

(1) 面接

応募団体に対し、市が設置する武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議にて以下の方法で面接を行います（申込多数の場合は書類審査を行う場合もあります）。

- ① 面接への参加は1団体につき3名までとします。なお、テンミリオンハウスの施設長または常勤スタッフとなる予定の方（1名以上）は必ず参加してください。
- ② 面接は、1団体につきプレゼンテーション10分、質疑応答15分を予定しています。
- ③ プレゼンテーションでパワーポイントを使用することが可能です。事前に市役所高齢者支援課へご相談のうえ、動作チェックのためのデータ提出などにご協力ください。
- ④ プレゼンテーションは、テンミリオンハウスの施設長及び常勤スタッフとなる予定の方が行ってください（パートごとに分担して進行することは可能です。）。
- ⑤ 面接は一般公開します（定員40名程度）。

(2) 事業採択の審査

事業採択の審査は、武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議（※1）の助言を考慮し、武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会（※2）において、次に掲げる項目を対象に行います。

- (1) 事業の地域福祉への貢献度 (2) 応募団体の事業推進力 (3) 応募団体の企画力
(4) 事業の安定性 (5) 事業の発展性 (6) 事業の専門性

※1 テンミリオンハウス事業有識者会議

武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議設置要綱及び実施要綱に基づき設置される懇談会。学識経験者、医療関係者、社会福祉事業者、地域福祉活動に従事している団体の代表、行政関係者等で構成。

※2 武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会

武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議設置要綱及び実施要綱に基づき設置される委員会。市役所健康福祉部の部課長及び武蔵野市民社会福祉協議会の事務局長で構成。

6 スケジュール

令和7年	6月12日(木)～7月17日(木)	応募要領配布
	7月1日(月)～7月17日(木)	建物内覧・相談会予約受付期間
	7月11日(金)～7月25日(金)	建物内覧・相談会（参加必須）
	9月30日(火) 午後5時	事業提案書提出締切 ※市民社協への事前相談は9月16日(火)まで
	10月28日(火)	テンミリオンハウス事業有識者会議にて応募団体ヒアリング。同日、事業採択・評価庁内委員会にて推薦団体を決定。
	11月中(予定)	運営団体を決定
令和8年	2月9日(月)	令和8年度補助金交付審議
	2月～3月	運営団体交代の場合は運営引継ぎ
	4月1日以降	新しい運営期間の開始

7 補助金額について

(1) 運営費補助（補助金＝基礎的経費＋事業内容に応じた加算≦1,000万円）

補助項目	基準金額																		
基礎的経費	事業標準 週6日の開設、1日あたりの利用時間を6時間とする。 ①通常の開設についての交付金額 i) 週6日以上開設：720万円 ii) 週5日開設：600万円 ②施設維持管理の補助としての交付金額 i) 施設の敷地面積が300㎡未満：80万円 ii) 施設の敷地面積が300㎡以上：100万円																		
事業内容に応じた加算	上限1,000万円の範囲で基礎的経費に加算する。 ①市内在住スタッフが、全スタッフの中で一定割合を占めている場合、段階的に加算する（加算額は下表を参照）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が50%以上</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が80%以上</td><td>80万円</td></tr> </tbody> </table> ②スタッフの80%以上が認知症サポーター養成講座等を修了し、認知症高齢者の処遇体制が取られている場合、50万円を加算する。 ③地域住民が無償ボランティアとして一定人数参加している場合、段階的に加算する（加算額は下表を参照）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目（人数は述べ人数）</th><th>加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無償ボランティアの参加者数年間300人以上</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>無償ボランティアの参加者数年間400人以上</td><td>40万円</td></tr> <tr> <td>無償ボランティアの参加者数年間500人以上</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>無償ボランティアの参加者数年間600人以上</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>無償ボランティアの参加者数年間700人以上</td><td>70万円</td></tr> </tbody> </table> ④乳幼児親子の利用について1日あたり5時間以上受け入れる場合、また、利用の際にスタッフが1名以上配置される場合、頻度別に加算する（加算額は下表を参照）。 ただし、1日3時間以上5時間未満の場合は下表の半額を加算する。	項目	加算額	全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が50%以上	50万円	全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が80%以上	80万円	項目（人数は述べ人数）	加算額	無償ボランティアの参加者数年間300人以上	30万円	無償ボランティアの参加者数年間400人以上	40万円	無償ボランティアの参加者数年間500人以上	50万円	無償ボランティアの参加者数年間600人以上	60万円	無償ボランティアの参加者数年間700人以上	70万円
項目	加算額																		
全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が50%以上	50万円																		
全スタッフにおける市内在住スタッフの割合が80%以上	80万円																		
項目（人数は述べ人数）	加算額																		
無償ボランティアの参加者数年間300人以上	30万円																		
無償ボランティアの参加者数年間400人以上	40万円																		
無償ボランティアの参加者数年間500人以上	50万円																		
無償ボランティアの参加者数年間600人以上	60万円																		
無償ボランティアの参加者数年間700人以上	70万円																		

事業内容に応じた加算	項目	加算額
	週 1 日	2 0 万円
	週 2 日	4 0 万円
	週 3 日	6 0 万円
	週 4 日	8 0 万円
	週 5 日	1 0 0 万円
	週 6 日	1 2 0 万円
	⑤在宅介護・地域包括支援センター等と年2回以上のケース検討会や情報交換会を行う場合、20万円を加算する。 ⑥地域住民向けに講習会やイベントを実施する場合、実施1回にあたり5万円を加算する（ただし、10回を上限とする） ⑦入浴サービスを実施する場合、1日につき1万円を加算する（ただし、20日を上限とする）。 ⑧緊急ショートステイ事業を実施する場合、1日につき8,000円を加算する（ただし、300日を上限とする）。 ⑨感染症予防対策を十分に実施の上で、フレイル予防を推進するプログラム（Webや屋外を活用した体操・講座、外部講師を招いてのフレイル予防に関する勉強講座等、その他、フレイル予防推進プログラム）を実施する場合、実施1回あたり5万円を加算する（ただし、20回を上限とする）。 <u>*上記①～⑨以外にも、市が加算対象として認める事業内容については、補助上限額1,000万円の範囲内で加算します。</u>	

(2) 維持管理費補助（上限1,000万円の運営費補助とは別に交付）

維持管理費	施設維持管理等に係る経費の支払額（直近5年）の平均額×80%（算定基準額）を、令和8年度以降の毎年度交付する。				
	<table> <tr> <th>施設名</th><th>交付額参考（令和7年度算定基準額）</th></tr> <tr> <td>川路さんち</td><td>630,000円</td></tr> </table>	施設名	交付額参考（令和7年度算定基準額）	川路さんち	630,000円
施設名	交付額参考（令和7年度算定基準額）				
川路さんち	630,000円				
初年度調弁費	新規施設開設時のみ適用 ※今回公募では該当なし				
運営団体変更調弁費	5年に1度の公募により、 <u>現行運営団体から別の運営団体に変更になる場合、公募年度に限り1施設当たり80万円を交付</u>				
運営団体継続調弁費	5年に1度の公募により、 <u>現行運営団体が継続する場合、公募年度の翌年度に限り1施設当たり40万円を交付</u>				

8 施設の概要

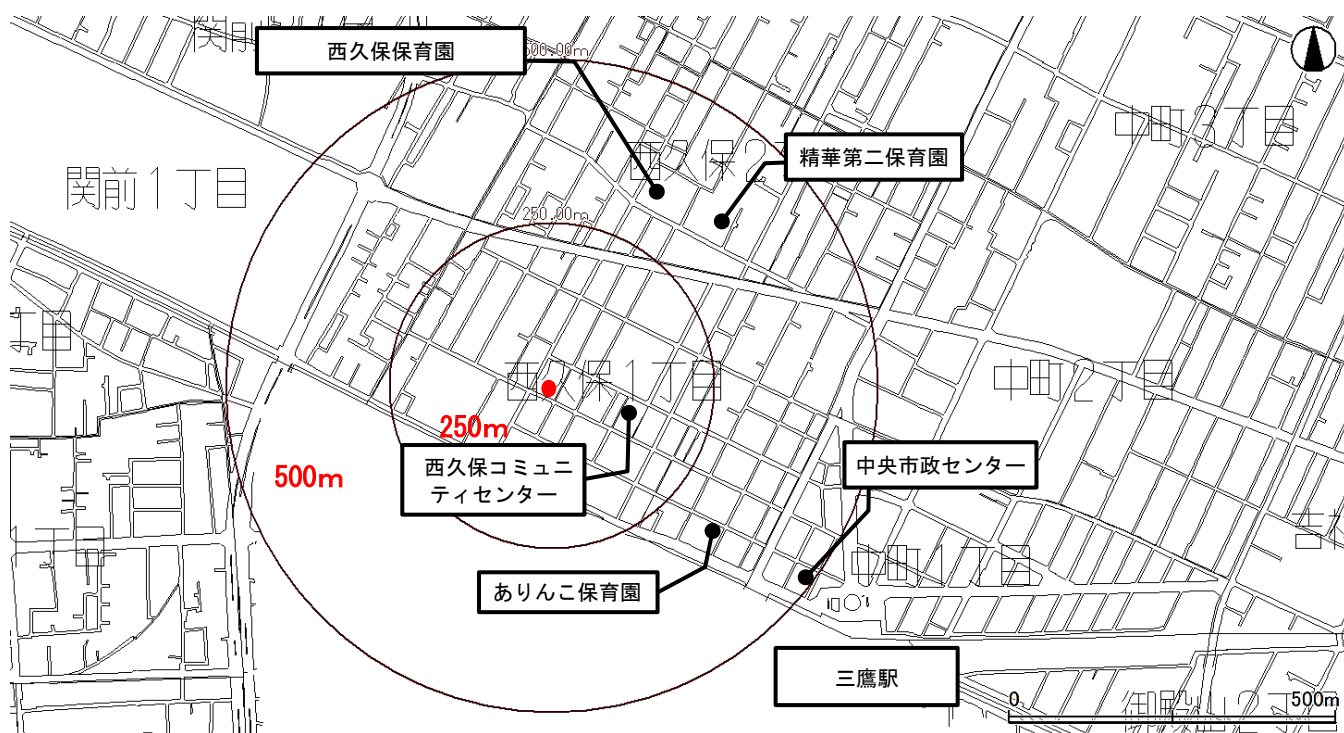
名称：テンミリオンハウス川路さんち

住所：武蔵野市西久保 1-34-2

① 位置図



② 半径 250・500 メートル図



③ 周辺地域の人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

町丁目	総数	0～9 歳	65～74 歳	75 歳以上	高齢化率
西久保 1 丁目	2,523	158	350	454	
2 丁目	4,770	383	362	484	
3 丁目	4,927	379	393	587	
合計	12,220	920	1,105	1,525	21.52%

令和7年度テンミリオンハウス運営団体応募要領

配布期間	令和7年6月12日から7月17日まで
作 成	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課管理係
電 話	0422 (60) 1940 (係直通) 担当：宮崎
E-mail	sec-kourei@city.musashino.lg.jp
ホームページ	「テンミリオンハウス」で検索し、「テンミリオン ハウス 武蔵野市公式ホームページ」をクリック